

公立大学法人岐阜県立看護大学第 3 期中期計画の変更について

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の第 3 期中期計画について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 8 日付看大第 110 号により法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、法第 78 条第 4 項の規定に基づき、評価委員会に意見を求める。

前 提

- ・議題 3 のとおり、長期にわたり利用されていない理事長公舎を岐阜県に不要財産として納付するため、以下 3 点の手続が必要である。
 - （1）不要財産の納付（法第 42 条の 2）
 - （2）中期計画の変更（法第 26 条第 1 項及び第 2 項）
 - （3）定款変更（法第 8 条）

中期計画変更の概要

- ・法第 26 条第 2 項第 4 号の 2 の規定により、不要財産の処分については中期計画に定めることとされており、第 78 条第 4 項の規定により、中期計画の変更認可には評価委員会の意見聴取が必要とされている。

中期計画変更(案)

- ・第 8 の 2 として、「出資等に係る不要財産の処分に関する計画」に、下記のとおり計画を追加。

「理事長公舎としての用途を廃止することに伴い、当該公舎が不要となるため、当該公舎に係る土地及び建物を岐阜県に納付する。」

今後の手続き

- 8 月 評価委員会での意見聴取（法第 78 条第 4 項）
岐阜県知事による認可（法第 26 条第 1 項）